多のくらしを サポートします

市は、雪の処理を自力で行うことが難しい 高齢者や障がいのある方がいる世帯に対して、 冬のくらしを支援する助成を行っています。

9月1日金受付開始!

毎年登録が必要です



対象世帯

市内に住所を有し、市民税が非課税または均等割の み課税されている、一戸建て住宅に居住の、次のい ずれかに該当する世帯(生活保護世帯は除く)

- ●世帯の全員が70歳以上(昭和29年3月31日以前生まれ)
- ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉 手帳のいずれかを持っている方がいる
- ※70歳未満であっても、病気やけがにより除雪ができず、助成を希望する方は、お問い合わせください。

利用者登録

制度を利用するには、除排雪事業者との契約前に登録が必要です。申請書を登録受付窓口に持参または高齢介護課高齢者支援係に郵送してくだ。 さい。手続きナビのページからオンライン申請も可能です

登録受付窓口

- ●高齢介護課高齢者支援係●北村・栗沢両支所
- ・幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター
- ※代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

	項目	雪下ろし助成	間口除雪助成	定期排雪助成
登録事業者との契約	[契約方式 	単発契約	シーズン契約 ※ 12 月 31 日印までに契約したものが対象。	
	 	●家屋の雪下ろし作業●家屋の雪下ろし後の運搬排雪●屋根から自然に落ちた雪の運搬排雪	●道路除雪後の間口の置き雪などの処理●自宅敷地内で処理できなくなった場合の運搬排雪	●敷地内にためた雪の定期的な 運搬排雪(10回以上の作業 契約が対象)
市の助成		処理費用の 2 分の 1	処理費用の3分の1	
	〕	1 回当たり 20,000 円を上限に、 1 シーズン 2 回まで	1 シーズン 20,000円	1 シーズン 15,000 円
注	意事項	車庫や物置などの雪下ろしは対 象外です	間口除雪助成と定期排雪助成は せん	、どちらか一方しか利用できま

自分が対象になるのかなど、分からないことがあれば気軽にお問い合わせください。 詳しい内容は、市ホームページにも掲載しています



ID: 3776

事業者の方へ

助成の対象となる作業を行うには毎年事前に 登録が必要です。

事業者登録の受付窓口

岩見沢土木事業協同組合(7 西 2) ☎ 24-3408

問合先 〒 068-8686 岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号 高齢介護課高齢者支援係 ☎ 35-4132